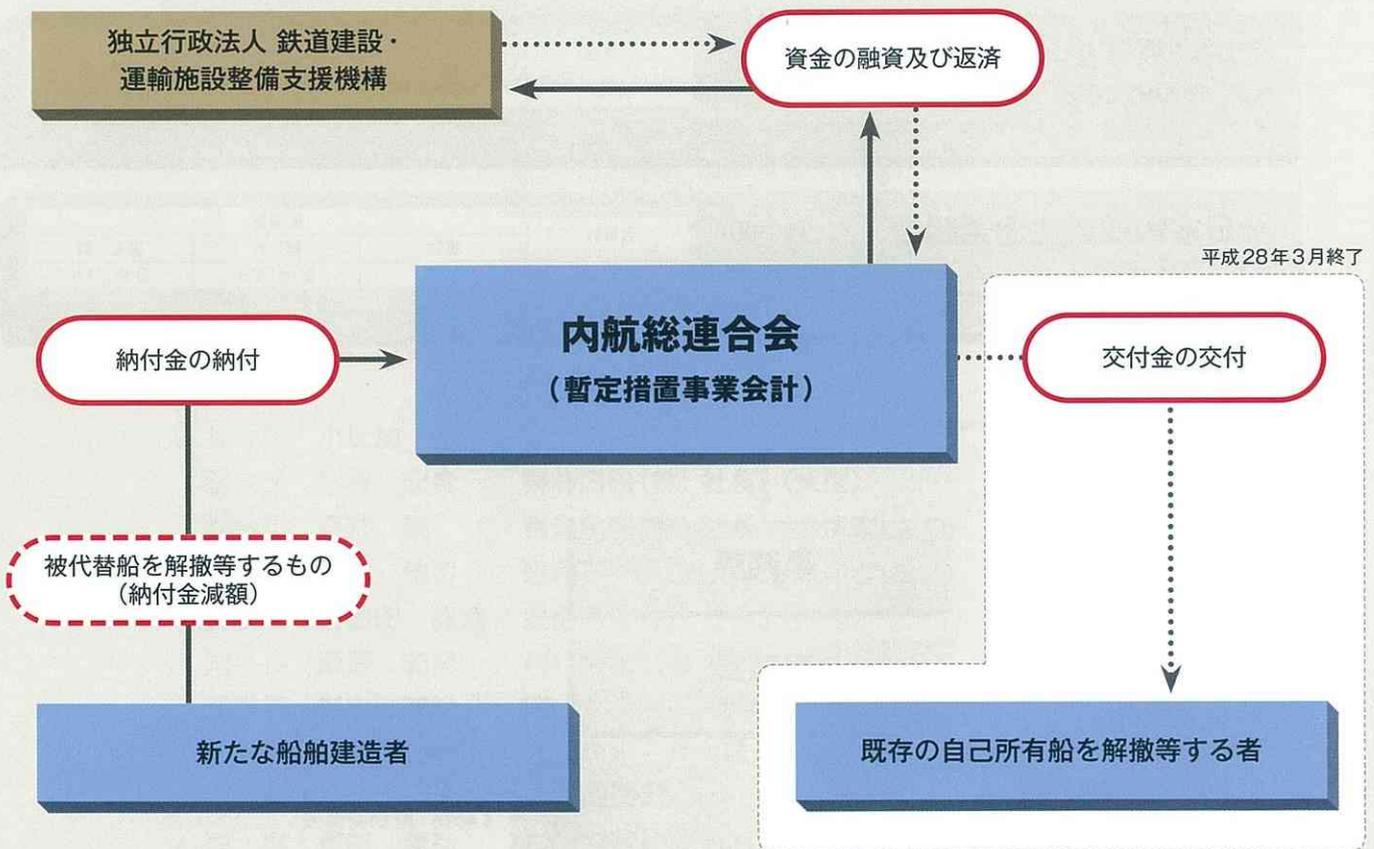


## Ⅱ. 内航海運暫定措置事業の概要

暫定措置事業は、昭和42年から船腹過剰対策として実施してきた船腹調整事業（スクラップ・アンド・ビルド方式）の解消に伴う引当資格の消滅がもたらす経済的影響を考慮し、ソフトランディング策として、平成10年から導入したもので、必要な資金は全て業界の自助努力によってまかなっている。

さらに、解撤等交付金の対象となる船舶が無くなるため、平成27年度で解撤等交付金制度は終了し、一方、建造等納付金制度は、平成28年度からは代替建造制度等、借入金返済のための新しい枠組みへと移行する。



※平成28年度以降

- ①船舶を建造等しようとする組合員は、新造船等の対象船舶数に応じて、建造等納付金を納付（既存の自己所有船を解撤等し、代替建造等する場合は納付金を減額することも可）する。
- ②納付される建造等納付金をもって、鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの借入金を返済する。
- ③この事業は、収支が相償ったとき（平成36年度を見込む）に終了する。